

○工学院大学特別研究生規程

(平成 30 年 2 月 19 日)

改正

(目的)

第 1 条 この規程は、工学院大学学則第 53 条の 2 の規定に基づき、特別研究生に関して必要な事項を定める。

(特別研究生)

第 2 条 特別研究生は、学部において、本学専任教員の指導により、専門事項について研究することや、本学の授業を受講して単位修得することもできる。

(出願資格)

第 3 条 特別研究生を志願できる者は、協定先に在籍し、協定先からの推薦を受けた者とする。

(出願手続)

第 4 条 特別研究生として入学を志願する者は、別に定める出願書類を学長に願い出なければならない。

(志願者の選考及び入学許可)

第 5 条 志願者の選考は当該学科が行い、入学許可は教授総会の意見を聴いて、学長が決定する。

(入学時期及び在籍期間)

第 6 条 入学時期及び在籍期間は協定に定めるものの他、協定先との協議により、学長が決定するものとする。ただし、特別な理由のある場合は、学長は研究期間の延長を認めることができる。

(指導教員)

第 7 条 指導教員は、特別研究生の研究教育活動を管理するものとする。

2 指導教員は、特別研究生の研究教育期間終了後、報告書を提出するものとする。

(授業科目への出席)

第 8 条 指導教員が必要と認めた場合は、本学学生の修学に支障が生じない限り、授業科目担当教員の許可に基づき聴講または履修させることができる。

2 聴講科目の単位認定は行わないが、前項に基づき履修した授業科目で試験に合格した授業科目については、単位認定を行う。ただし、演習系の科目は平素の成績により審査することができる。

(検定料・学費等)

第 9 条 検定料・学費等は協定の定めに従う。

(終了報告書の提出)

第10条 特別研究生は在籍期間終了時、終了報告書を作成し指導教員を経て学長に提出しなければならない。

(証明書の発行)

第11条 特別研究生が研究終了証明書または単位修得証明書の発行を願い出たときは、学長は証明書を発行することができる。

(規則の準用)

第12条 この規程に定めるものの他、特別研究生には学部学生に関する諸規則を準用する。

(事務)

第13条 特別研究生に関する事務は、学事部及びグローバル事業部が所管する。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、学長が教授総会の意見を聴いて行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 事務組織改編に伴う所管部署の変更。

附 則

- 1 この規程は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 第13条「学長事業推進本部」を「グローバル事業部」に変更

附 則

- 1 この規程は、令和4年12月19日から施行する。
- 2 引用規程の修正。